

ベビーベッドを貸し出します

- 対象者** 町内在住の方で、1歳未満の乳児を養育する保護者の方
- 利用期間** 6か月間
※出生予定日の2週間前から貸し出しできます。また、1歳の誕生日の前日まで延長できます。
- 利用方法**
- ①貸出希望日の1か月前までに利用申請書を子育て支援課に提出してください。
(必要なもの：印鑑・母子健康手帳(出生前に貸し出しを受けるとき))
 - ②町が、貸し出しすることを決定した場合は、申請者に通知するとともに、レンタル業者に連絡します。
 - ③ベビーベッドは、宅配業者から自宅に届けられます。組立説明書をもとに、利用者が組み立てます(梱包ケースは大切に保管してください)。
 - ④利用期間の延長を希望する場合は、貸出期間終了日の2週間前までに、再度利用申請書を提出してください。
 - ⑤利用者は、ベビーベッドを丁寧に使用してください。
 - ⑥利用者は、利用期間満了前に宅配業者へ連絡し、梱包ケースに入れて返却します。

☎子育て支援課 子ども担当
☎内線162

介護マークをご利用ください

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

「介護マーク」は、介護中であることをお知らせするマークです。外出先でこのマークを見かけたら温かく見守ってください。首からかけられるカードタイプを☎で配布しています。また、埼玉県ホームページからダウンロードもできます。

「介護マーク」



こんなときにご利用ください

- ・介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
 - ・駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
 - ・男性介護者が女性用下着を購入するとき など
- 障がいのある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください。

☎健康福祉課 高齢者介護担当 ☎内線116
☎地域包括支援センター ☎292-5505 (直通)

広告

～40歳以上の国民健康保険加入者のみなさまへ～ 特定健康診査は、もう受診しましたか？

生活習慣病の発症や進行を防ぐため、特定健康診査を受診しましょう。特定健康診査は、下記の契約医療機関で受診することができます。まだ受診されていない方には、町から受診に必要な書類を送付します。書類が届きましたら、直接、医療機関にご予約のうえ受診してください。

受診期間 3月31日(木)まで

自己負担 無料

持ち物 受診券、問診票、国民健康保険被保険者証

契約医療機関	住所	電話
市川医院	越生町大字越生981	292-3011
越生メディカルクリニック	越生町大字黒岩199-1	277-1119
かあいファミリークリニック	越生町大字上野1025	299-6222
初野医院	毛呂山町大字長瀬1850	294-7713
長瀬クリニック	毛呂山町大字川角94-2	295-0708
ゆずの木台クリニック	毛呂山町中央2-5-5	295-5158
おっぺ小児科・アレルギー科クリニック	毛呂山町若山1-8-7	295-5550
ハピネス会 川角クリニック	毛呂山町大字下川原171	295-3959
街かどのクリニック	毛呂山町大字川角7-1	298-5357
坂戸中央健康管理センター ※1月31日(月)まで	坂戸市千代田4-13-3	289-3355

☎保健センター ☎292-5505 (直通)

☎町民課 国保年金担当 ☎内線122

入札参加資格審査申請の追加受付を行います

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

受付期間 2月1日(火)～14日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時(土・日・祝日を除く)

受付場所 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

提出方法 ☎まで持参または郵送(必着)

※申請書類は、組合ホームページからダウンロードできます。

業種・申請書様式

申請業種	申請書様式	フォルダーの色
建設工事	組合様式	イエロー
設計・調査・測量		グリーン
物品・その他		グレー

有効期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

☎毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 総務課

財政担当 ☎294-9333

☎350-0436 毛呂山町大字川角1510

🌐http://www.mohgesuidou.or.jp/

越生町(公営企業・教育委員会等含む)

受付期間 2月1日(火)～28日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分(土・日・祝日を除く)

受付場所 越生町役場企画財政課窓口

提出方法 ☎まで持参または郵送(必着)

※詳しくは「令和4年度越生町入札参加資格審査申請要領」をご覧ください。(同課窓口で配布、町ホームページに掲載しています)

業種

- ・建設工事：建設工事の請負契約
- ・設計・調査・測量：建設工事に係る設計・調査・測量業務の委託契約
- ・土木施設維持管理等：道路・河川・施設等の維持管理業務や一般的な業務の委託契約
- ・建設資材・物品等：建設資材・物品等の製造や納入の契約

☎企画財政課 管財担当 ☎内線226

☎350-0494 越生町大字越生900-2